| 確　認　事　項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令（県条例・規則等） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 参考（省令等） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1) 利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、利用者に対して適性かつ効果的に共同生活援助を提供しているか。 | 条例第4条第1項 | ・概況説明・定款、寄付行為等・運営規定・パンフレット等 | 適・否 | 省令第3条第1項 |
| (2) 利用者の意志及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った共同生活援助の提供に努めているか。 | 条例第4条第2項 |  | 適・否 | 省令第3条第2項 |
| (3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うともに、管理者及び従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | 条例第4条第3項 | ・虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第3項 |
| (4) 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排泄及又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 | 条例第165条 |  | 適・否 | 省令第207条 |
| 第２　人員に関する基準１　共同生活援助事業所の従業者の員数 | 　従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 | 条例第166条第1，3項規則第133条第1項 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員数が分かる職員名簿 | 適・否 | 省令第208条 |
| （１）世話人（２）生活支援員 | 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | 条例第166条第1項第1号規則第133条第2項第1号 | ・職員履歴書 | 適・否 | 省令第208条第1項第1号 |
| 【解釈】世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。 |  |  |  |
| 事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上となっているか。 | 条例第166条第1項第2号規則第133条第2項第2号イ～ニ | ・職員勤務表・タイムカード等 | 適・否 | 省令第208条第1項第2号イ～ニ |
| （３）サービス管理責任者 | サービス管理責任者は、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　利用者の数が30以下　1以上イ　利用者の数が31以上　1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 条例第166条第1項第3号規則第133条第2項第3号イ、ロ | ・相談支援従事者研修修了証明書・サービス管理責任者研修修了証明書 | 適・否 | 省令第208条第1項第3号イ、ロ |
| 【解釈】サービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 また、管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。  |
| （４）利用者の算定 | (1)から(3)の利用者数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 規則第133条第3項 | ・利用者名簿 | 適・否 | 省令第208条第2項 |
| （５）職務の専従 | (1)から(3)に規定する事業所の従業者は、専ら事業所の職務に従事する者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 条例第166条第2項 |  | 適・否 | 省令第208条第3項 |
| 【解釈】ただし、当該事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。  |
| （６）管理者 | (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が置かれているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 | 条例第167条第1項 | ・職員勤務表 | 適・否 | 省令第209条第1項 |
| (2) 管理者は、適切な共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | 条例第167条第2項 | 適・否 | 省令第209条第2項 |
| 第３　設備に関する基準 | (1) 共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通して障害福祉サービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるか。 | 条例第168条第1項 | ・事業所の平面図・設備・備品台帳・机、椅子、電話、手指洗浄設備等・レンタル契約書 | 適・否 | 省令第210条第1項 |
| (2) 事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上としているか。【解釈】個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を事業所として指定することとし、当該事業所における共同生活住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。 なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。 | 条例第168条第2項 | 適・否 | 省令第210条第2項 |
| (3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | 条例第168条第3項 |  | 適・否 | 省令第210条第3項 |
| (4) 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下としているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認める時は30人）以下とすることができる。） | 条例第168条第4項 | ・運営規定 | 適・否 | 省令第210条第4項 |
| (5) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限）となっているか。 | 条例第168条第5項 | 適・否 | 省令第210条第5項 |
| (6) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 | 条例第168条第6項 |  | 適・否 | 省令第210条第6項 |
| (7) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下としているか。 | 条例第168条第7項 | ・運営規定 | 適・否 | 省令第210条第7項 |
| (8) ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。　ア　1の居室の定員は1人。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。イ　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上（経過措置） 平成18年10月1日において、現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として共同生活援助の事業を行う事業者は、第3の(1)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする共同生活援助の事業を行うことができる。 | 条例第168条第8項規則第134条第1項第1、2号条例附則第2 | 適・否 | 省令第210条第8項第1，2号 |
| (9) サテライト型住居の設備の基準は、次に掲げるとおりとなっているか。① 入居定員を一人とすること。② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。③ 居室の面積は、規則で定める面積以上とすること。　　　（面積：収納設備等を除き、7.43㎡以上） | 条例第168条第9項第1～3号規則134条第2項 |  | 適・否 | 省令第210条第9項第1～3号 |
| 第４　運営に関する基準１　内容及び手続きの説明 | (1) 利用申込者等が共同生活援助の利用申込みを行った場合は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者の障害福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 条例第169条（第10条第1項準用） | ・運営規定・重要事項説明書・利用者申込書・同意に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第9条第1項準用） |
| (2) 社会福祉法第77条の規定に基づき利用契約の成立時の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 条例第169条（第10条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第9条第2項準用） |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく共同生活援助の提供を拒んでいないか。（特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。） | 条例第169条（第11条準用） | ・利用申し込み受付簿・障害の程度の分かる資料 | 適・否 | 省令第213条（第11条準用） |
| ３　連絡調整に対する協力 | 共同生活援助の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めているか。 | 規則第169条（第11条準用） | ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 | 省令第213条（第12条準用） |
| ４　受給資格の確認 | 共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 規則第138条（第13条準用） | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第213条（第14条準用） |
| ５　介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 規則第138条（第14条第1項準用） | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第15条第1項準用） |
| (2) 共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 規則第138条（第14条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条（第15条第2項準用） |
| ６　心身の状況等の把握 | 　共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 規則第138条（第15条準用） | ・アセスメントシート | 適・否 | 省令第213条（第16条準用） |
| ７　指定障害福祉サービス事業所等との連携等 | (1) 共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第138条（第16条第1項準用） | ・地域等との連携記録等・情報提供の記録・指導の記録 | 適・否 | 省令第213条（第17条第1項準用） |
| (2) 共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第138条（第16条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条（第17条第2項準用） |
| ８　サービスの提供の記録 | (1) 共同生活援助を提供した際は、共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第169条（第43条第1項準用） | ・サービス提供記録等 | 適・否 | 省令第213条（第53条の2第1項準用） |
| (2) (1)による記録をした場合は、利用者等から共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。 | 条例第169条（第43条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第53条の2第2項準用） |
| ９　入退去 | (1) 共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く）に提供しているか。 | 規則第135条の2第1項 | ・入退去の記録 | 適・否 | 省令第210条の2第1項 |
| (2) 利用申込者の入居に当たっては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | 規則第135条の2第2項 | 適・否 | 省令第210条の2第2項 |
| (3) 利用者の退居の場合には、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 | 規則第135条の2第3項 | 適・否 | 省令第210条の2第3項 |
| (4) 利用者の退居の場合には、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第135条の2第4項 |  | 適・否 | 省令第210条の2第4項 |
| １０　入退去の記録の記載等 | (1) 利用者の入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。 | 条例第168条の2第1項 | ・受給者証（写）・契約内容報告書 | 適・否 | 省令第210条の3第1項 |
|  | (2) 受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。 | 条例第168条の2第2項 |  | 適・否 | 省令第210条の3第2項 |
| １１　利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 共同生活援助を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 条例第169条（第13条第1項準用） | ・重要事項説明書・サービス提供票・運営規定 | 適・否 | 省令第213条（第20条第1項準用） |
| (2) (1)により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。※12の(1)～(3)に掲げる支払については、この限りではない。 | 条例第169条（第13条第2項準用） | ・同意書・領収書控 | 適・否 | 省令第213条（第20条第2項準用） |
| １２　利用者負担額の受領 | (1) 共同生活援助を提供した場合は、利用者から共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 条例第168条の3第1項 | ・請求書・領収書控 | 適・否 | 省令第210条の4第1項 |
| (2) 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した場合は、利用者から当該共同生活援助に係る指定障害者福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 条例第168条の3第2項 | 適・否 | 省令第210条の4第2項 |
| (3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、共同生活援助において供与される便宜に要する費用の額のうち、次の各号の費用の額の支払を利用者から受けているか。① 食材料費② 家賃③ 光熱水費④ 日用品費⑤ ①から④のほか、共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | 条例第168条の3第3項規則第134条の2第1～5号 | 適・否 | 省令第210条の4第3項第1～5号 |
| (4) (1)～(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った利用者に対し交付しているか。 | 条例第168条の3第4項 |  | 適・否 | 省令第210条の4第4項 |
| (5) (3)の費用の額に係る便宜の供与に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 | 条例168条の3第5項 | ・同意書 | 適・否 | 省令第210条の4第5項 |
| １３　利用者負担額に係る管理 | (1) 利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る）が同一の月に自立訓練（生活訓練）事業者が提供する宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等を受けた場合には、当該宿泊型自立訓練及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 条例第169条（第131条の2第1項準用） | ・説明文書・請求書・領収書・利用者負担上限額管理結果票 | 適・否 | 省令第213条（第170条の2第1項準用） |
| (2) 利用者（宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業者が提供する自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合には、当該自立訓練（生活訓練）及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の事業者等に通知しているか。 | 条例第169条（第131条の2第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第170条の2第2項準用） |
| ※共同生活援助及び外部サービス利用型共同生活援助：上記（1）中、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは、「入居前の体験的な共同生活援助を受けている者を除く」と読み替える。また、（2）中、「宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な共同生活援助を受けている者に限る」と読み替える。 |
| １４　介護給付費等に係る通知等 | (1) 法定代理受領により市町村から共同生活援助に係る介護給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 条例第169条（第16条第1項準用） | ・通知文書控・サービス提供証明書控 | 適・否 | 省令第213条（第23条第1項準用） |
| (2) 法定代理受領を行わない共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付しているか。 | 条例第169条（第16条第2項準用） | 適・否 | 省令第213条（第23条第2項準用） |
| １５　基本取扱方針 | (1) 共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身心の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 条例第168条の4第1項 | ・共同生活援助計画書・サービス提供記録 | 適・否 | 省令210条の5第1項 |
| (2) 入居前の体験的な利用を希望する者に対して共同生活利用援助の提供を行う場合は、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | 条例第168条の4第2項 | ・入居体験等者の記録等 | 適・否 | 省令210条の5第2項 |
| (3) 従業者は、共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は当該利用者の家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか | 条例第168条の4第3項 | ・共同生活援助計画書の説明および同意の記録等 | 適・否 | 省令210条の5第3項 |
| (4) 利用者に対して 提供する共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 条例第168条の4第4項 | ・第三者評価、自己内部点検記録等・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令210条の5第4項 |
| １６　計画等の作成等 | (1) 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 条例第169条（第48条第1項準用） | ・個別支援計画 | 適・否 | 省令第213条（第58条第1項準用） |
| (2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。 | 規則第138条（第30条第2項準用） | ・アセスメント記録等・利用者の能力、環境等を評価した書類 | 適・否 | 省令第213条（第58条第2項準用） |
| (3) サービス管理責任者はアセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 規則第138条（第30条第3項準用） | ・面接記録等・説明文書・同意に関する文書 | 適・否 | 省令第213条（第58条第3項準用） |
| (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及び当該利用者の家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共同生活援助の目標及びその達成時期、共同生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合には、当該事業所が提供する共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて計画の原案に位置づけるよう努めているか。 | 規則第138条（第30条第4項準用） | ・支援計画の原案 | 適・否 | 省令第213条（第58条第4項準用） |
| (5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する共同生活援助の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）会議を開催し、当該計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 規則第138条（第30条第5項準用） | ・協議の記録（サービス担当者会議録） | 適・否 | 省令第213条（第58条第5項準用） |
|  | (6) サービス管理責任者は、(4)の共同生活援助計画の原案の内容について利用者又は当該利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 規則第138条（第30条第6項準用） | ・説明文書 | 適・否 | 省令第213条（第58条第6項準用） |
|  | (7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した場合には、当該計画を利用者に交付しているか。 | 規則第138条（第30条第7項準用） | ・交付した記録 | 適・否 | 省令第213条（第58条第7項準用） |
|  | (8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、モニタリングを行い、少なくとも6月に１回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 | 規則第138条（第30条第8項準用） | ・モニタリングの記録等 | 適・否 | 省令第213条（第58条第8項準用） |
| (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び当該利用者の家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること② 定期的にモニタリングの結果を記録すること | 規則第138条（第30条第9項第1，2号準用） | ・個別面談記録等 | 適・否 | 省令第213条（第58条第9項第1，2号準用） |
| (10) 共同生活援助計画の変更についても、(2)から(7)までの規定を準用して行っているか。 | 規則第138条（第30条第10項準用） | ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第213条（第58条第10項準用） |
| １７　サービス管理責任者の責務 | 　サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の身心の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③　利用者が自立した日常生活を営むことができるよう共同生活援助事業所等との連携調整を行うこと。④　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 条例第168条の5第1～4号 | ・利用者に関する記録・アセスメント表等・個別支援計画 | 適・否 | 省令第210条の6第1～4号 |
| １８　管理者の責務 | (1) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 | 条例第169条（第52条第1項準用） | ・辞令・業務日誌 | 適・否 | 省令第213条(第66条第1項準用) |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」に係る規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 条例第169条（第52条第2項準用） | ・組織図・組織規程 | 適・否 | 省令第213条(第66条第2項準用) |
| １９　相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 規則第138条（第35条準用） | ・サービス提供の記録 | 適・否 | 省令第213条（第60条準用） |
| ２０　介護及び家事等 | (1) 利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。 | 規則第136条第1項 |  | 適・否 | 省令第211条第1項 |
| (2) 調理、洗濯その他の家事等を、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 | 規則第136条第2項 |  | 適・否 | 省令第211条第2項 |
| (3) 利用者に対して、当該利用者の負担により、当該共同生活援助事業所の管理者及び従業者以外の者による介護又は家事等（生活共同援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。 | 規則第136条第3項 |  | 適・否 | 省令第211条第3項 |
| ２１　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 利用者について、共同生活援助事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 | 規則第136条の2第1項 |  | 適・否 | 省令第211条の2第1項 |
| (2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又は当該利用者の家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行っているか。 | 規則第136条の2第2項 |  | 適・否 | 省令第211条の2第2項 |
| (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と当該利用者の家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 規則第136条の2第3項 |  | 適・否 | 省令第211条の2第3項 |
| ２２　支援体制の確保 | 　利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | 規則第137条の2 |  | 適・否 | 省令212条の2 |
| ２３　緊急時等の対応 | 　管理者及び従業者は、共同生活援助の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第169条（第20条準用） | ・運営規定・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第28条準用） |
| ２４　市町村への通知 | 共同生活援助を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき | 条例第169条（第69条1，2号準用） | ・市町村に送付した通知に係る記録 | 適・否 | 省令第213条（第88条第1,2号準用） |
| ２５　運営規定 | 事業所ごとに、利用定員その他規則で定める次の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③ 共同生活援助の内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額④　緊急時等における対応方法⑤　非常災害対策⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　入居に当たっての留意事項⑨　その他運営に関する重要事項 | 条例第168条の6規則第134条の3第1～9号 | ・運営規定 | 適・否 | 省令第211条の3第1～10号 |
| ２６　勤務体制の確保等 | (1) 利用者に対し、適切な共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 規則第137条第1項 | ・雇用契約書・勤務表・委託契約など・業務の実施状況が分かる記録 | 適・否 | 省令第212条第1項 |
| (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した共同生活援助の提供に配慮しているか。 | 規則第137条第2項 | 適・否 | 省令第212条第2項 |
| (3) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって、共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。） | 規則第137条第3項 | ・研修受講修了書 | 適・否 | 省令第212条第3項 |
| (4) (3)のただし書の規定により共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。【解釈】当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。ア 委託業務の範囲 イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件  （Ⅰ）受託者の従業者により、運営基準に従って、適切に行われていることを受託者が定期的に確認する旨  （Ⅱ）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。 （Ⅲ）委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（Ⅱ）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  （Ⅳ）受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  （Ⅴ）その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 | 規則第137条第4項 |  | 適・否 | 省令第212条第4項 |
| (5) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 規則第137条第5項 | ・研修の記録等 | 適・否 | 省令第212条第5項 |
| (6)適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 規則第137条第6項 | ・セクハラ・パワハラ等防止の方針等 | 適・否 | 省令第212条第6項 |
| ２７　定員の遵守 | 　共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（非常災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。） | 条例第168条の7 | ・利用者名簿・運営規定・緊急性を判断するに際しての記録・業務日誌 | 適・否 | 省令第212条の3 |
| ２８　非常災害対策 | (1) 非常災害に対処するため消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に管理者及び従業者に周知しているか。 | 条例第169条（第55条第1項） | ・非常災害時対応マニュアル等・消防計画・訓練記録・消防署の検査記録 | 適・否 | 省令第213条（第70条第1項準用） |
| (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 条例第169条（第55条第2項） | 適・否 | 省令第213条（第70条第2項準用） |
| (3) (1)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 条例第169条(第55条第3項) | 適・否 | 省令第213条(第70条第3項準用) |
| ２８－２　業務継続計画の策定（新設）※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例第169条（第24条の2第1項準用） | ・業務継続計画 | 適・否 | 省令第213条（第33条の2第1項準用） |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 条例第169条（第24条の2第2項準用） | ・研修及び訓練の記録 | 適・否 | 省令第213条（第33条の2第2項準用） |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 条例第169条（第24条の2第3項準用） | ・計画の見直しの記録 | 適・否 | 省令第213条（第33条の2第3項準用） |
| ２９　衛生管理等（一部変更）※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 条例第169条（第71条第1項準用） | ・健康診断記録・衛生マニュアル等・受水槽清掃記録等・機器点検記録・定期消毒記録等・食中毒防止等の研修記録等 | 適・否 | 省令213条（第90条第1項準用） |
| (2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じているか。① 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | 条例第169条（第71条第2項第1～3号準用） | ・委員会の議事録等・感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針等・研修及び訓練記録等 | 適・否 | 省令213条（第90条第2項第1～3号準用） |
| ３０　身体拘束等の禁止 | (1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 | 条例第169条（第25条の2第1項準用） | ・過去の状況が分かる書類等 | 適・否 | 省令第213条（第35条の2第1項準用） |
| (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第169条（第25条の2第2項準用） | ・家族の同意書・サービス提供記録・やむを得ない理由の記録等 | 適・否 | 省令第213条（第35条の2第2項準用） |
| (3) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。　③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 条例第169条（第25条の2第3項第1～3号準用） | ・委員会の議事録等 | 適・否 | 省令第213条（第35条の2第3項第1～3号準用） |
| ３１　協力医療機関 | (1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 規則第137条の3第1項 | ・医療機関との契約書等 | 適・否 | 省令第212条の4第1項 |
| (2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 規則第137条の3第2項 |  | 適・否 | 省令第212条の4第2項 |
| ３２　掲示 | (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用の申込みを行った者の共同生活援助の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 規則第138条（第52条第1項準用） | ・掲示場所確認 | 適・否 | 省令213条（第92条第1項準用） |
| (2) ただし、(1)の事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 規則第138条（第52条第2項準用） |  |  | 省令213条（第92条第2項準用） |
| ３３　秘密保持 | (1) 管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしていないか | 条例第169条（第26条第1項） | ・就業時の取り決め等の記録・利用者（家族）の同意に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第36条第1項準用） |
| (2) 管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第169条（第26条第2項） | 適・否 | 省令第213条（第36条第2項準用） |
| (3) 他の事業者等に対して、利用者又は当該利用者の家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は当該利用者の家族の同意を得ているか。 | 条例第169条（第26条第3項） | ・個人情報使用の同意書等 | 適・否 | 省令第213条（第36条第3項準用） |
| ３４　情報の提供等 | (1) 共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 規則第138条（第22条第1項準用） | ・情報提供に関する書類 | 適・否 | 省令第213条（第37条第1項準用） |
| (2) 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 規則第138条（第22条第2項準用） | ・パンフレット等・ポスター・広告等 | 適・否 | 省令第213条（第37条第2項準用） |
| ３５　利益供与等の禁止 | (1) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例第169条（第27条第1項準用） | ・事業所の自己点検項目 | 適・否 | 省令第213条（第38条第1項準用） |
| (2) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者から、利用者又は当該利用者の家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 条例第169条（第27条第2項準用） |  | 適・否 | 省令第213（第38条第2項準用） |
| ３６　苦情解決 | (1) 利用者又は当該利用者の家族からの共同生活援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第169条（第28条第1項準用） | ・運営規定 | 適・否 | 省令第213条（第39条第1項準用） |
| (2)(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 条例第169条（第28条第2項準用） | ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第39条第2項準用） |
| (3) 利用者に対して提供した共同生活援助に関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は当該利用者の家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第169条（第28条第3項準用） | ・指導等に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第39条第3項準用） |
| (4) 利用者に対して提供した共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第169条（第28条第4項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第39条第4項準用） |
| (5) 利用者に対して、提供した共同生活援助に関し、法第48条1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じているか、及び利用者等からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第169条（第28条第5項準用） | ・指導に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第39条第5項準用） |
| (6) 知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)～(5)の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 条例第169条（第28条第6項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第39条第6項準用） |
| (7) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めているか。 | 条例第169条（第28条第7項準用） |  | 適・否 | 省令第213条（第39条第7項準用） |
| ３７　事故発生時の対応 | (1) 利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 条例第169条（第29条第1項） | ・連絡マニュアル・再発防止のための措置に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第40条第1項準用） |
| (2) 事故の状況及び事故に対して採った処置について記録しているか。 | 条例第169条（第29条第2項） | ・事故等発生状況報告書・業務日誌 | 適・否 | 省令第213条（第40条第2項準用） |
| (3) 利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 条例第169条（第29条第3項） |  | 適・否 | 省令第213条（第40条第3項準用） |
| ３８　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。① 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 条例第169条（第29条の2第1～3号準用） | ・委員会の議事録等・研修の記録等・担当者の任命記録等 | 適・否 | 省令第213条（第40条の2第1～3号準用） |
| ３９　会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、共同生活援助の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 規則第138条（第23条準用） | ・会計関係書類 | 適・否 | 省令第213条（第41条準用） |
| ４０　地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等の地域との交流に努めているか。 | 規則第138条（第41条準用） | ・地域交流に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第74条準用） |
| ４１　記録の整備 | (1) 管理者、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 | 条例第169条（第58条第1項準用） | ・従業者、設備・備品、会計に関する記録 | 適・否 | 省令第213条（第75条第1項準用） |
| (2) 利用者に対する共同生活援助の提供に関する次の記録を整備し、当該指共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。①共同生活援助の提供の記録②共同生活援助計画③市町村への通知に係る記録④身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録⑤苦情内容等の記録⑥事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 | 条例第169条（第58条第2項準用）規則第138条（第32条第1～6号準用）条例第169条（第25条の2第2項準用） | 左記①～⑥の保管状況等の聴取 | 適・否 | 省令第213条（第75条第2項第1～6号準用） |
| 第５　変更の届出 | （1）当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | ・変更届・休止届・その他適宜必要と認める資料 | 適・否該当なし | 法第46条第1項施行規則第34条の23第1項 |
| （2）当該共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | 適・否該当なし | 法第46条第1項施行規則第34条の23第2項 |

（凡　例）

条例・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）

規則・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第66号）

省令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第171号）

法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

施行令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 （平成18年政令第10号）

施行規則・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成18年厚生労働省令第19号）